

部会報告書の構成案

杉並区個人情報保護条例の改廃等に向けた基本的考え方について

報告書

目 次

第 1 はじめに	1
1 国の個人情報保護法改正の背景	1
2 杉並区の個人情報保護制度の取組	2
3 個人情報保護制度の見直しの必要性	2
第 2 各諮問事項について	3
1 区の基本理念について	3
2 開示請求等の手数料について	3
3 開示請求等の決定期限について	4
4 行政機関等匿名加工情報の提案募集の実施について	5
5 条例要配慮個人情報について	7
6 情報公開条例との整合性（不開示情報の範囲）について	8
7 個人情報登録簿の作成・公表について	8
8 審議会への諮問に関する規定について	8
《参考資料》	9
【審議経過】	9
【杉並区個人情報保護条例の改廃等に向けた基本的考え方検討部会 部会委員】	9

※ページ番号は仮の数字です。

第1 はじめに

1 国の個人情報保護法改正の背景

近年、情報通信技術を用いて多様かつ大量な情報を活用することで、国民の利便性向上や、直面する様々な課題の解決を目指し、創造的かつ活力ある発展が可能となる「デジタル社会」の形成が重要なテーマとなっています。

特に、情報の利便性を高める一方で、個人情報の権利を尊重し、その適正な管理に万全を期すことと、情報の活用を両立させることが必要です。このような状況下で、法令上の枠組みが不十分となり、割りになってきたこと、さらには、プライバシーなどに関する課題が顕在化しています。そこで、今年度、個人情報保護法を改正し、地方公共団体の個人情報保護を一元化し、統合後の法律に基づき、独立した監視

仮

官民や地域住民の人格尊重とその適正な管理に万全を期すことと、情報の活用を両立させることが必要です。このような状況下で、法令上の枠組みが不十分となり、割りになってきたこと、さらには、プライバシーなどに関する課題が顕在化しています。そこで、今年度、個人情報保護法を改正し、地方公共団体の個人情報保護を一元化し、統合後の法律に基づき、独立した監視

関、独立行政法人等、及び、全ての地方公共団体における個人情報の取扱いを一元的に監視監督することとされました。

この法改正によって、個人情報の保護について全国的な水準が担保されるとともに、ゆとりと豊かさを実感できる暮らしの実現、さらには、活力に満ちた地域社会の持続性に繋がるなど、これからの時代にふさわしいデジタル社会の形成が期待されています。

2 杉並区の個人情報保護制度の取組

杉並区では、国に先んじ、1978（昭和53）年に住民記録の情報を電算化するに当たり、「東京都杉並区電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例」（昭和53年杉並区条例第36号、以下「杉並区電算条例」という。）を制定し、さらに、この「杉並区電算条例」を発展的に吸収する形で、「杉並区個人情報保護条例」（昭和61年杉並区条例第39号）を制定し、電子計算組織により処理する個人情報に限らず、区が取り扱う全ての個人情報について、その形態を問わず適正に収集・管理・利用・処理（以下「収集、管理等」という。）することを区に義務付けるとともに、区民に対して、区が保有する自己に関する情報の閲覧等、訂正、消去、目的外利用等の中止（以下「閲覧、訂正等」という。）を求める権利を保障する制度を確立し、個人情報の保護を図ってきた。

平成15年に、国において、民間事業者や国の行政機関に適用される法律が制定されましたが、地方公共団体については、これらの法律の適用対象外とされ、これまで、地方公共団体ごとに、それぞれの条例に基づく制度が構築されてきた。

3 個人情報保護制度の見直しの必要性

令和3年5月、個人情報保護法の改正を含む「デジタル改革関連法」が公布され、改正個人情報保護法（以下「改正法」という。）の地方公共団体に係る部分についての施行は「令和5年4月1日」と示された。

今回の法改正は、国・民間・地方公共団体それぞれの個人情報保護制度の不均衡・不整合を是正するために、法体系を一元化するものであり、個人情報保護とデジタル化に伴うデータ流通の両立、データ保護に関する国際基準に対応することを目的としている。改正法は、地方公共団体に直接適用されることになるため、現条例は改廃を要することとなる。

これを受け、杉並区においても、法施行前までに個人情報保護条例（以下「条例」という。）の改廃など区の個人情報保護制度の見直しを図る必要がある。

第2 各諮問事項について

1 区の基本理念について

2 開示請求等の手数料について

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 開示請求等に係る手数料は無料とする。・ 写しの交付等に要する費用等の実費は請求者負担とする。 |
|---|

(1) 区の現行制度

現行の個人情報保護条例第26条では、開示請求等の手数料については無料とし、写しの交付等に要する費用は請求者の負担としている。

(2) 改正法の規定等

改正法第89条第2項において、地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならない旨規定している。

また、「個人情報保護法ガイドライン（行政機関等編）」（以下「ガイドライン」という。）7-1-13では『地方公共団体の機関においては、手数料に関する条例において、算定方法を工夫した適当な額とすること（例えば、従量制とすること。）や手数料を徴収しないこととすること（手数料の額を無料とすること。）も可能である。』としており、「個人情報の保護に関する法律についてのQ&A（行政機関等編）」（以下「Q&A」という。）5-7-2では『コピー代や記録媒体の費用等の実費について、開示請求等の手数料とは別に徴収することは可能である。』としている。

(3) 主な意見

- ① 実費についても無料とすることは難しいのか
- ② 開示請求については情報の量が多くないため問題になりにくいですが、情報公開請求の場合は実費を無料にすることで大量の請求を何度も行うようなケースがある。これを踏まえると、実費については現行の運用で問題ないと考える。

(4) 考え方

現行のとおり、開示請求等の権利を保障する観点から、開示請求等に係る手数料は無料とするが、写しの交付等に要する費用等の実費は請求者

の負担とする。

3 開示請求等の決定期限について

- ・ 標準処理期間を、下記のとおり短縮する規定を条例に定める。
 - 《開示請求》 請求のあった日から 14 日以内
 - 《訂正請求・利用停止請求》 請求のあった日から 20 日以内
- ・ 延長可能期間は、改正法どおり標準処理期間に加えて 30 日のままとする。

(1) 区の現行制度

現行条例では、開示請求等の決定期限は以下のとおり規定されている。

【標準処理期間】

- ・ 開示請求の場合
請求の翌日から 14 日以内
- ・ 訂正請求、消去請求、利用中止請求の場合
請求の翌日から 20 日以内

【延長可能期間】

- ・ 請求の種別を問わず、
請求の翌日から 60 日以内

(2) 改正法の規定等

改正法の規定をそのまま適用すると、開示請求、訂正請求、利用停止請求※1の決定期限は以下のとおりとなる。

【標準処理期間】

- ・ 請求の種別を問わず、
請求のあった日から 30 日以内

【延長可能期間】

- ・ 請求の種別を問わず、
標準処理期間に加えて 30 日以内

※1 現行条例における消去請求、利用中止請求にあたる。

改正法第 108 条において、地方公共団体が、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の手續に関する事項について、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない旨規定している。

またQ&A 5-6-2において、『期間計算の方法については、民法第140条の規定に基づき、「開示請求等があった日」の翌日から起算し、同法142条の規定により、その期間の末日が行政機関等の休日に当たる場合は、その翌日をもって期間が満了するところ、これと異なる方法を法施行条例で規定することはできない。』としている。

(3) 主な意見

- ① 事務局が対応できるなら短縮する規定を設けることは問題ない。

(4) 考え方

迅速な開示請求等に努める観点から、改正法に定められた標準処理期間について、現行の規定と同じ期間になるよう短縮する規定を条例に設ける。即ち、標準処理期間について、開示請求の場合は請求のあった日から14日以内に、訂正請求、利用停止請求の場合、請求のあった日から20日以内とする旨を新条例に規定する。

また、標準処理期間内に決定を行うことができない開示請求等については、開示請求等の対象となる情報の特定に相当の期間を要する、特定した情報の開示・非開示等の判断に相当の期間を要するなど、正確かつ慎重な開示決定等を行う必要があり、また延長可能期間については、請求日から起算した期限が現行条例よりも短縮されることになるため、延長可能期間を30日以内の任意の期間に短縮する規定は設けない。

4 行政機関等匿名加工情報の提案募集の実施について

- ・ 行政機関等匿名加工情報の提案募集については当面実施しない。
- ・ 行政機関等匿名加工情報利用に関する契約の手数料の規定は当面設けない。

(1) 区の現行制度

本制度については、実施していない。

(2) 改正法の規定等

改正法第109条から123条において、行政機関等匿名加工情報の提供等に関する規定が定められている。

しかし、改正法附則第7条において、都道府県及び指定都市以外の地方公共団体の機関並びに地方独立行政法人については、当分の間、行政機関

等匿名加工情報をその用に供して行う事業に係る提案募集の実施は任意である旨定められている。このことは、ガイドライン 8-2 でも示されている。

なお、改正法第 119 条において、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約における手数料については条例で定める旨規定している。

(3) 主な意見

- ① 行政機関等匿名加工情報の一番の懸念は、適切な匿名加工ができるかという点。匿名加工が不十分だったり、匿名加工前のデータを誤って送信するなどの情報漏えいのリスクがあるため、手数料を定める自治体は政令市と都道府県以外は極めて少ないと思われる。そのような中で手数料の規定を設けると、区は行政機関等匿名加工情報の提案募集を実施する意向であると捉えられる可能性がある。

(4) 考え方

平成 28 年行政機関個人情報保護法改正により「非識別加工情報（≒匿名加工情報）の提供制度」が導入され、行政機関、独立行政法人で同制度の運用が開始された。地方公共団体でも国の非識別加工情報と同様の規定を整備することは可能であったが、同制度を整備した地方公共団体はわずかであり、同制度に基づき情報を提供したことが確認されているのは 2 件程度と言われており、同制度へのニーズは乏しいと思われる。

また、同制度に関する十分なノウハウが蓄積されておらず適切な運用ができるか大いに懸念がある。

このため、当面の間、制度の導入については見合わせることにし、利用に関する契約の手数料の規定は当面設けない。

5 条例要配慮個人情報について

- ・ 条例要配慮個人情報については、具体的に新条例に規定しない。
- ・ ただし、区が保有する個人情報が条例要配慮個人情報に該当すると思慮される場合に、当該個人情報を条例要配慮個人情報として条例で定めるべきか審議会の意見を聴くことができる規定を新条例に設ける。

(1) 区の現行制度

現行の個人情報保護条例では、要配慮個人情報に係る規定はないものの、第7条において「収集の禁止事項」を規定しており、法令に定めがあるとき、その他正当な行政執行に関連し、その権限の範囲内において行われるときを除き、当該事項について収集を禁止している。

(2) 改正法の規定等

改正法第2条第3項において要配慮個人情報について規定している。

また、改正法第60条第5項において、条例要配慮個人情報（地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報）を条例で定めることができる旨規定している。このことはガイドライン4-2-6においても示されている。

また、ガイドライン4-2-6では、『条例要配慮個人情報について、法に基づく規律を超えて地方公共団体による取得や提供等に関する固有のルールを付加したり、個人情報取扱事業者等における取扱いに固有のルールを設けることは、法の趣旨に照らしできない。』としており、Q&Aにおいても『要配慮個人情報の取得制限を法施行条例で規定することは認められない。』としている。

(3) 主な意見

- ① 現行の杉並区個人情報保護条例第7条各号を見ると、第4号（審議会の意見を聴いて、区長が、区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると認めた事項）以外は改正法に規定する要配慮個人情報に含まれるため、下記の（4）考え方のとおりで問題ないとする。
- ② 「地域の特性その他の事情」の要件について、性的指向、DV被害者の情報などは秘匿すべき情報と考えるが、地域の特性とは言えない面もある。条例要配慮個人情報を定める場合、杉並区の特性に合ったものしか

規定することができないのか。

(4) 考え方

条例要配慮個人情報については、個人情報それ自体が地域性を内包し、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものがこれに該当すると考える。

このことを踏まえると、区が保有する個人情報には、今のところ条例要配慮個人情報に該当するものはないと考える。

しかし、今後区が条例要配慮個人情報に該当しうる個人情報を取り扱う可能性を考慮し、専門的な知見に基づく意見を聴く機会を確保することで、個人情報の適切な取扱いに努めていくべきだと考える。

このため、条例要配慮個人情報について具体的に新条例に規定しない。

ただし、区が保有する個人情報が条例要配慮個人情報に該当すると思慮される場合に、当該個人情報を条例要配慮個人情報として条例で定めるべきか審議会の意見を聴くことができる規定を新条例に設ける。

- 6 情報公開条例との整合性（不開示情報の範囲）について
- 7 個人情報登録簿の作成・公表について
- 8 審議会への諮問に関する規定について

《参考資料》

【審議経過】

日時・会場	審議内容（予定）
【第1回】 令和4年7月4日(月) 14時～17時 杉並区役所第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区の基本理念について ・ 開示請求等の手数料について ・ 開示請求等の決定期限について ・ 行政機関等匿名加工情報の提案募集の実施について ・ 条例要配慮個人情報について
【第2回】 令和4年7月29日(金) 14時～17時 杉並区役所第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前回議論の確認 ・ 区の基本理念について ・ 情報公開条例との整合性（不開示情報の範囲）について ・ 個人情報登録簿の作成・公表について ・ 審議会への諮問に関する規定について
【第3回】 令和4年9月5日(月) 14時～17時 杉並区役所第7会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前回議論の確認 ・ 区の基本理念について ・ 情報公開条例との整合性（不開示情報の範囲）について ・ 審議会への諮問に関する規定について ・ 報告書の構成案の確認

【杉並区個人情報保護条例の改廃等に向けた基本的考え方検討部会 部会委員】

部会長	浅見 雄輔○	杉並法曹会幹事
部会員	加藤 隆之	東洋大学法学部教授
〃	佐藤 慶浩◎	一般社団法人日本個人情報管理協会理事 オフィス四々十六代表 (審議会会長)
〃	細川 えみ子	医師
〃	水町 雅子	宮内・水町 IT 法律事務所 弁護士

◎：審議会会長 ○：審議会会長職務代理者